（磐田市公立学校長）
太田　英雄　黒田　邦男
中嶋　修一　長澤　茂夫
濱口　輝雄　原　高義
眞鍋　康弘　山崎　喜直

瑞宝双光章を授ける（各通）
千品　米和　本多　右幸

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月二十一日）
（北海道大学名誉教授）
瑞宝中綬章を授ける
鎌田　景三

瑞宝小綬章を授ける（各通）
石井　康敬　市川　国雄
上田　精次　木ノ山　璋
齊藤　武秀　斉藤　秀雄
三橋　洋　三宅　幸一

瑞宝双光章を授ける（各通）
奥西紀代治　島田　節雄
平井　昭二　山田　正

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月二十二日）
瑞宝小綬章を授ける
小栗　和夫　海江田次郎太
香高　満　庄野　和宏
中村　宗哲　花上　和夫
林　健一　眞板己喜夫
宮迫　俊信

瑞宝双光章を授ける（各通）
加藤　正一　小原　恒敏

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月二十三日）
瑞宝小綬章を授ける
青木　雄生　安藤　憲保
宍戸　正雄　鈴木　壽雄
古川美喜夫

瑞宝双光章を授ける（各通）
江島　孝司　北山　圭造
佐藤　茂　松村　定彦

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月二十四日）
洗川　幸雄　井踏　八朗
片岡　義　勝又　榮一
（うるま市公立学校長）
篠原　滋　富山　豊
間地　榮家　松尾　清
（石川工業高等専門学校名誉教授）
若崎　三郎　大西　育男
石森　茂利　那須　正彦
土居　卓記　高木　靖文
野本　幸一　松田　丁士

瑞宝双光章を授ける（各通）（以上十月二十五日）
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月二十六日）
（名古屋大学名誉教授）
瑞宝中綬章を授ける
上田　修一

瑞宝小綬章を授ける
赤塚長一郎　飯島　義郎
石橋　浩　飯田　昭治
井田　嘉一　各務　勝
葛西　和夫　片岡　傑　加藤　隆
北野　直友　久我　芳雄　長尾　謙
禰寝　輝夫　日向　七郎　深沢　忠
松永　勝利

瑞宝双光章を授ける（各通）
北川　嘉男　佐藤　忠俊
芹川　義春　多賀　惠亮　日置　一良
眞方　末弘

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月二十六日）
（国立大学法人職員）
中畑　則道

瑞宝小綬章を授ける
太田　圖弘　三崎　清規　佐藤　進
関根　秋夫　中山　盛己　西村　隆
元脇　健藏　吉川　英夫

瑞宝双光章を授ける（各通）
稲墻　則明　榎本　國男
田中　正圖　皆川　誓治

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月二十七日）
塩澤　昌巳

瑞宝双光章を授ける（十月二十九日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、十一月二十九日午前十時三十四分御出門、議会開設百二十年記念式典に御臨席のため、国会議事堂（千代田区）へ行幸啓、同十一時五十九分還幸啓になった。

行啓

皇后陛下は、十一月二十七日午後一時三十二分御出門、平成二十二年度日点みんなの集いに御臨席のため、日本点字図書館（新宿区）へ行啓、同三時四十三分還啓になった。

官庁報告

官庁事項

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）第三条第三十九号の規定に基づき、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二条第六号に規定する指定公共機関を公示する件（平成十六年九月十七日）の一部を次のように改正する指定をしたので公示する。

平成二十二年十二月一日

内閣総理大臣　菅　直人

第五十九号を次のように改める。

五十九　ＡＮＡウイングス株式会社

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

栃木労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、栃木県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成22年12月１日

栃木労働局長　藤井　敏行

第４号中「１時間782円」を「１時間789円」に改める。

栃木労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、栃木県各種商品小売業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成22年12月１日

栃木労働局長　藤井　敏行

第４号中「１時間750円」を「１時間755円」に改める。

栃木労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、栃木県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成22年12月１日

栃木労働局長　藤井　敏行

第４号中「１時間781円」を「１時間789円」に改める。

栃木労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、栃木県塗料製造業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成22年12月１日

栃木労働局長　藤井　敏行

第４号中「１時間838円」を「１時間846円」に改める。

栃木労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、栃木県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成22年12月１日

栃木労働局長　藤井　敏行

第４号中「１時間781円」を「１時間789円」に改める。

栃木労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成22年12月１日

栃木労働局長　藤井　敏行

第４号中「１時間785円」を「１時間793円」に改める。